

長野県子育て世帯支援特別給付金（ひとり親世帯分）

食費等の物価高騰で影響を特に受ける低所得のひとり親世帯の生活支援を行うため、子育て世帯支援特別給付金を支給します。

支給対象者

- 1 児童扶養手当の支給を受けている方
- 2 公的年金等を受給していることにより、令和6年12月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- 3 令和7年1月以降に家計が急変し、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入となっている方

支給額

児童1人あたり1万円

申請手続き

- 支給対象者1に該当する方
 - ・ 申請不要です。
 - ・ 4月28日に児童扶養手当の受取口座に長野県から振込してありますので、ご確認ください。
- 支給対象者2, 3に該当する方
 - ・ 申請が必要です。
 - ・ 申請書等は町ホームページに掲載していますので、添付書類とあわせて提出してください。
 - ・ 申請書等の郵送をご希望の方は、下記までご連絡ください。

申請期限

令和7年8月29日（金）

◎申請・問い合わせ先 福祉健康課福祉係 ☎82-3111(内線132) 直通75-6205

～戦没者等のご遺族の皆さんへ～

第12回特別弔慰金が支給されます

特別弔慰金は、今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いを致し、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に支給するものです。

支給対象者

令和7年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母）がいない場合に、下記の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

【戦没者等の死亡当時のご遺族で】

- 1 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
 - ※ 戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が変わります。
- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
 - ※ 戦没者等の死亡時まで、引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面27万5千円、5年償還の記名国債

請求期間

令和10年3月31日まで（※請求期間を過ぎると弔慰金を受けることができなくなります。）

◎請求・問い合わせ先 福祉健康課福祉係 ☎82-3111(内線132) 直通75-6205